

泉の森・ふれあいの森照明設備 LED 化更新賃貸借に係る

特記仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、泉の森・ふれあいの森照明設備 LED 化更新賃貸借(以下、「本事業」という。)の実施にあたり、本事業業務説明書(以下、「業務説明書」という。)を補完するものである。

2. 本事業履行上の原則

本事業は、受注者の技術提案書及び契約締結に向けての交渉により確定した仕様に基づき実施するものとする。

3. 発注者の担当

本事業の実施にあたっては、みどり公園課みどり推進係を全体の統括担当(以下、「統括担当」という。)とし、その指示により実施するものとする。

受注者は、統括担当の指示により各施設の市担当及び管理担当と必要な事項を調整し、事業計画の立案、施工、維持管理等を行うこと。

4. 照明器具の選定

本事業の実施にあたり、屋外照明灯については、上方遮光を原則とする。

5. 施工計画(業務説明書2.-(3)関係)

受注者は、本事業の契約後速やかに LED 化更新工事の施工計画を立案し、統括担当に全体を網羅した正本を2部、各施設に該当する内容を抜粋した副本を施設ごとに2部提出すること。

施工計画書には、次の事項を記載すること。また、アスベスト対策、PCB 含有の恐れのある機器の取扱いについても記載すること。

- ・本事業の概要
- ・役割分担、施工体制、資格者一覧、連絡先等
- ・計画工程表
- ・使用する製品の仕様等
- ・作業時間、作業手順、作業時における留意点等
- ・安全対策(作業員の安全確保、各施設の保安、第三者への安全対策、安全教育など)
- ・品質管理
- ・公害の防止、環境対策
- ・副産物処理計画
- ・緊急時の対応方法、体制等
- ・その他施工に必要な事項

受注者は、施工計画書が受理された後、速やかに工事に着手すること。

6. 作業基地、仮置き場等

本事業における作業基地、仮置き場等は、受注者が手配すること。泉の森・ふれあいの森内に確保する場合は、管理担当と協議のうえ、市担当の許可を得ること。

7. 安全教育

受注者は、本事業の内容に即した安全教育及び訓練を実施すること。

8. 周辺対策

受注者は、地域住民、公園利用者等第三者への周知及び安全対策を徹底し、トラブルが起きぬよう努めること。地域住民と交渉を必要とする場合または交渉の要求があった場合は、統括担当と協議して誠意ある解決をはかり、その結果を遅滞なく報告すること。

本事業の実施に伴い市施設や管理担当、第三者に被害等を生じさせた場合は、受注者の責任と負担のもとに解決を図り、適宜進捗状況等を統括担当に報告すること。

9. 他工事等との調整

受注者は、付近に他の工事がある場合はこれらの工事と相互に調整、協力し、交通の阻害、事故の発生、双方の工事の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

また、1つの場所で2以上の元請事業者が工事を行う場合、元請事業者のうちから統括安全衛生管理を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)を選出するため、必ず協力すること。

10. 労災保険

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

11. 協議

本事業における協議は、原則として書面をもって行うものとし、発議者が2部作成すること。

受注者は、発議者または協議相手方に統括担当が含まれない場合、協議内容を統括担当に報告すること。

12. 車両の乗り入れ

受注者は、本事業に伴う車両の乗り入れについて管理担当と協議し、その指示に従うこと。

13. 高所作業

受注者は、作業床が2m以上の場合、作業足場を設置または高所作業車を使用して作業しなければならない。作業足場の設置、高所作業車の操作については、有資格者が行うこと。

作業足場の設置または高所作業車の使用が困難な場合は、統括担当と協議し、その指示に従うこと。

14. 完成検査(業務説明書2.-(3)関係)

受注者は、工事完了後速やかに完了報告書を提出し、完了日から14日以内かつ令和9年3月31日までに発注者の検査を受けなければならない。検査は、書面確認及び現地確認を行い、立会検査とする。

検査にあたっては、次の書類を提出すること。書類は、全体を網羅した正本を1部、各施設に該当する内容を抜粋した副本を施設ごとに2部とし、取扱説明書、保証書等を除いて電子納品を原則とする。電子納品は、専用のソフトを使用しないでも閲覧できる形式とする。

- ・工事写真
- ・実施工程表
- ・照度対比表
- ・納品書等
- ・副産物処理関係書類(マニフェストは一覧表を提出とし、原本を検査時に確認する)
- ・竣工図、器具リスト等
- ・取扱説明書、保証書等
- ・その他発注者が指示する書類

15. 維持管理

受注者は、工事に伴い器具を設置した時点から事業終了に伴う引き渡しまでの間、その維持管理を行うこと。

維持管理にあたっては、この仕様書の工事に関する内容を維持管理と読み替えること。詳細については、統括担当から別途指示するものとする。

16. 引き渡し

本事業の終了に伴う器具引き渡しにあたっては、発注者、受注者立ち会いのもと器具の現状を確認するものとする。

受注者は、立ち合いの結果器具に不具合等が認められた場合は、必要な措置を施し、是正すること。

発注者は、引き渡しにあたり必要な書類の提出等を受注者に求めることができるものとする。

17. 疑義の決定

受注者は、各施設における特記仕様書がある場合や各施設の市担当、管理担当から指示があった場合は、それに従うこと。当該仕様書や指示と業務説明書及びこの仕様書の内容に齟齬がある場合は、統括担当と協議し、その指示に従うこと。

受注者は、業務説明書及びこの仕様書の内容について疑義が生じた場合または定めのない事項については、速やかに統括担当と協議し、その指示に従うこと。